

目次

第 86 回例会・勉強会の報告	P. 1
別紙 1 事務局報告	P. 2
別紙 2 政治の現況について	P. 3
別紙 3 緊急警告 053 号 「重要土地利用規制法」の乱用を許すな	P. 7
別紙 4 読者のひろば	P. 9
★ 完全護憲の会 刊行物のご案内★	P. 10
◆ 当会への入会ご案内	P. 11

第 86 回例会・勉強会の報告

6 月 27 日、都内・新橋ばる一にて第 86 回例会・勉強会を開催した（参加者 6 名；会員 73 名）。例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（別紙 1）、続いて政治の現況を草野委員が報告し（別紙 2）、すでに当会ホームページに掲載されている「緊急警告 053 号」（別紙 3）について柳澤委員が経過を説明した。

事務局報告では福田代表から、①来信の紹介、②平和フォーラムにより三鷹事件再審を求める署名運動が開始されたこと、③後藤富士子弁護士著の冊子 11 号『日本国憲法の司法』の発刊、④緊急警告 053 号『重要土地利用規制法』の乱用を許すな』の発出、などが報告された。

政治の現況報告では草野委員から、「国会の形骸化、内閣府による独裁化が進行している」との視点から「改正国民投票法」の可決成立と「重要土地利用規制法」の強行採決の問題点が提起され、この 2 点について主に議論した。

「改正国民投票法」については、「立憲民主党も巻き込まれている」「施行後 3 年の見直しで是正できるのか」「CM 規制の問題に単純化されている」「中身の議論を活発化し国民の意識を盛り上げる視点が欠如している」などの意見が出された。

「重要土地利用規制法」については当会で緊急警告 053 号として発出していることもあり、柳澤委員の「恵庭事件、沖縄反基地闘争を想起させる」との趣旨説明の後、政治の現況報告と併せて勉強会のテーマとしても議論を深めた。「この法案は反基地、反原発、地域住民闘争を取り締まる法案となっている」「北海道や対馬への外国資本の進出ということに目を奪われて、この法案の反動性が軽視されていたのではないか」「内容が国民的に明らかになる前に法案が成立した」「外資や外国人の進出に対して安全保障を名目にすれば国民を納得させられるという風潮が強くなっている」「対外的危機を利用して巧妙に作られてしまった」などの意見が出された。

またこの他の勉強会のテーマとして、最高裁が 6 月 23 日、夫婦別姓を認めない民法の規定を「合憲」とする判決を出したことについて議論した。「合憲とする 11 名の判事に対して 4 名の判事が違憲としている。違憲判断の判事の方に説得力がある」「判事 15 名中、女性は 2 名のみ。この 2 名の判断は 1 対 1 である」「夫婦別姓に反対しているのは自民党の中でも最右翼だけ。その頂点が安倍元首相だ」「夫婦別姓ではなく事実婚で押し通せという意見もあるが、この判決で現行民法が憲法違反であることは明確にすべきであった」「明治憲法下の家の思想から脱却し新憲法に移るべきだ」「夫婦別姓を認めない民法の規定は人権

侵害。判断を国会の多数決に委ねようとする最高裁の姿勢は日本国憲法の示す司法の役割を果たさないことになる」などの意見が出された。

なお、7月の勉強会は例会定番の議題「政治の現況について」から、当面の政治課題としてクローズアップされたテーマに焦点をあてて開催する予定である。

<別紙1> 事務局報告

※ 郵送費節約のため、メール受信が可能な方はアドレスをご一報下さい。

福田玲三（事務局）

1) 来信

当会ニュース読者のまつうらまさおさんから詩集『自身抄』（文芸社）が送られてきた。その「あとがき」には以下の内容が記されている。

—夫婦だけの年金生活。妻が八年程前に病に冒されて、週一回程度の通院。杖を突いて、近所に住む娘夫婦、孫達との外食。それら以外には外気に触れにくい暮らし。“本を出す、など微塵も、思いも考えてもいなかった。

ところが不思議なことに“ドラマ”の様なことが続いた。昨年十二月。文芸社から、「県の図書館で『半生自選詩集』を見ました。興味あるものでした。その後の作品を当社で、発行しませんか？」との電話。後日、資料が送られてきた。

年が明けて、町内から「八十八歳になる祝い金などが市から、町内からも—」との通知。その日の二人だけの夕食で、「米寿の祝いに何年か振りに本を出したら……」と、妻が通帳と印鑑を出してくれた。

この雰囲気冷めないくらいの日、妻が緊急入院してしまった。治療方法がほとんど変わらないのに、三度の転院。三度目の病院では五度の転室、理解できないものだ。

入院以来、未だに一口も飲まず食わず。奇声以外一言も喋らず。私は連日、病室と自宅との往復暮らし。入院後二ヶ月近くたった頃にはペスが重たく、動かすことが出来なかった。

妻の太股や足を擦ってやると、握っている手を握り返してきたり、「ううっ、ぐぐっ……—」と奇声を発したりたりした。度重なってきて、「何しているの。何故ペンを持たないの？」と、叱られてるかの様に跳ね返ってきた。少しずつ少しずつペンをもち、動かし出した。

しかし、本を出そうと決めるまでにはいかなかった。（中略）

奇跡の奇跡がと願っての日々を重ね、初めの医師の宣告よりも、一年五カ月余も生きてくれました。淋しがり屋の私の為に、生きてくれたと亡妻に合掌。ただただ茫然。呆然だ。

やっと少し落ち着き、亡妻の生前の言葉をひとこと、一言思い出し噛みしめて、この本を出すことにした。（中略）

十三歳八カ月で国鉄に就職、高等小学校一年だけの学歴で、葉書さえ書きにくかった私に、今も尚、ペンを握らせ走らせてくれている、現在も国鉄という名称で存在している《国鉄詩人連盟》にも深謝。（後略）

2) 平和フォーラムが三鷹事件の署名運動を開始

平和フォーラムは6月7日、各中央団体・都道府県組織あてに以下の指示を発信した。

「三鷹事件」の再審開始決定を求める団体署名のとりくみについて

日頃からのご活動に敬意を表します。

1949年7月15日に発生した、国鉄中央線三鷹駅で起きた列車転覆事件である「三鷹事件」は、下山事件、松川事件と並び、当時の国鉄の三大事件の一つとされています。電車が突然暴走し、死者6人を出したこの事件は不明なところが多く、現在に至っても真相は解明されていません。しかし、当時の警察当局は竹内景助さんを犯人として逮捕し、裁判で死刑が確定しています。起訴は竹内さんの脆弱な「自白」と、事件直後に竹内さんを目撃したという証言を根拠としており、物証はありません。竹内さんは無罪を主張し、再審を請求していましたが、1967年1月18日に東京拘置所で無念の獄死を遂げて

います。

竹内さんが亡くなった後も、事件の真相究明への努力は続けられました。2011年11月には、竹内さんのご遺族が死後再審を申し立てましたが、司法はいまだに再審請求を却下し続けています。平和フォーラムとしても、この冤罪事件を未解決のまま放置させず、再審の実現と事件の真相の究明を求めることを6月4日に開催した第1回運営委員会で確認しています。そのためのとりくみとして、「三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会」が呼びかけている団体署名への協力をよびかけます。

記

1. 要 請 この發文にあわせて添付している団体署名について、各中央産別・団体および各都道府県におけるとりくみをお願いします。
2. 期 限 2021年8月31日（月）
3. 集約先 三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会
東京都国分寺市光町1-40-12 教育会館
日本国民救援会三多摩総支部内

(以下略)

- 3) 当会冊子シリーズ11号を発刊
かねて準備を進めていたシリーズ11号「日本国憲法の司法——『法治国家』から『法の支配』へ——」（後藤富士子著）を発刊した。
著者「まえがき」より——「読み終わったときに『日本国憲法の司法ってアメリカ型なのに、モデルとなったアメリカの司法と全然違うじゃない』ということに気がついていただければ、幸いです。」
原価400円。希望者は当会あて申し込またい。
- 4) 緊急警告053号『重要土地利用規制法』の乱用を許すな』を発出しホームページに掲載した。
[<別紙3>](#)
- 5) 集会の案内
『週刊金曜日』（東京南部読者会）
6月25日（金）18:00~19:30 大田区消費者生活センター第3集会室（JR蒲田駅東口歩5分）
- 6) 当面の日程
第87回例会・勉強会 7月25日（日）13:30~16:30 三田いきいきプラザ集会室A
第90回運営委員会 8月1日（日）13:00~ 新橋・ばるーん303
第88回例会・勉強会 8月22日（日）13:30~16:30 三田いきいきプラザ集会室B
第91回運営委員会 8月29日（日）13:00~ 新橋・ばるーん202
第89回例会・勉強会 9月26日（日）13:30~16:30 三田いきいきプラザ講習室(仮押え)

<別紙2> [政治の現況について](#)

- (1) 主なニュース一覧（2021/5/21-6/20）
 - * コロナ緊急事態宣言、沖縄県追加して10都道府県に（2021/5/23）
 - * 9都府県、コロナ緊急事態宣言延長へ 5月31日期限を6月20日まで（2021/5/28）
 - * 「重要土地等調査利用規制法案」、衆議院で自公与党が採決強行（2021/6/1）
 - * 75歳以上医療費2割負担へ 法案成立（2021/6/4）
 - * 憲法改正手続きに関する改正国民投票法、参院本会議で可決成立（2021/6/11）
 - * 野党4党、菅内閣不信任案提出。自公与党と維新が否決（2021/6/15）
 - * 「重要土地等調査利用規制法」成立。自公与党、維新、国民民主が採決強行（2021/6/17）
 - * 緊急事態宣言、沖縄除いて解除、7都道府県蔓延防止等重点措置へ（6月21日~7月11日）。埼玉・千葉・神奈川も重点措置延長、7月11日まで（2021/6/17）
- (2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① 朝日新聞 DIGITAL 2021年6月11日 ニュース記事

改憲手続き定める国民投票法改正案、継続審議を経て成立

憲法改正の手続きを定める国民投票法改正案が11日、参院本会議で自民党、公明党、立憲民主党などの賛成多数で可決、成立した。

改正案は、一般選挙の手続きを定める公職選挙法の規定に合わせるもので、駅の構内やショッピングセンターなど大型商業施設に共通投票所を設置できることや、投票所に入場できる子どもの対象年齢を広げるなど主に7項目が柱。安倍政権下の2018年6月に提出されたが、立憲などが、安倍政権のもとで改憲への環境が整うことを懸念し、8国会にわたって継続審議となっていた。

しかし、安倍晋三前首相が退陣し、憲法改正にそれほど積極的でない菅義偉首相が就任した。立憲は今年4月末、国民投票で改憲案への賛否を呼びかける運動でのCMやインターネットの規制などについて、立憲が「施行後3年を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずる」とする付則を加えた修正案を提示。自民が受け入れ、今国会での成立に両党が合意。先月11日に衆院通過し、9日には参院憲法審で賛成多数で可決された。(檜崎貴司)

② 東京新聞 DIGITAL 2021年6月16日 ニュース記事

防衛名目の土地規制法が成立「あまりに内容すかすか」 私権制限の懸念ぬぐえず

自衛隊・米軍の基地周辺や国境離島の土地利用を規制する法案が成立した。新たな法制は、対象区域や土地所有者に対する調査項目など、地域住民にとって影響の大きい内容を条文に何も記していない。政府は重要な土地を外国資本などに押さえられ、日本の防衛に支障が出る事態を防ぐ必要があると強調するが、曖昧な制度の乱用により、私権が過度に制限される懸念は国会審議でも解消されなかった。(新開浩)

◆対象施設は不明

新法制は防衛施設などの周囲約1キロを「注視区域」に指定し、区域内で政府が土地の利用状況を調べられるようにする。司令部や防空施設などの特定重要施設の周辺は「特別注視区域」に指定でき、200平方メートル以上の土地売買に事前届け出を義務付ける。

しかし、政府は具体的な対象施設を一切明らかにせず、東京・市谷の防衛省本省が該当するかどうかすら明確にしていない。

岸信夫防衛相は今月の参院での審議で、防衛省について「国家防衛の中核だ。特定重要施設に該当しうる」と語った。一方、内閣官房の担当者は、同省周辺に広がる市街地に配慮し「注視区域に指定されないことも論理的にはありうる」と説明した。

整合性の取れない答弁に共産党の田村智子政策委員長は「(区域指定は)首相のさじ加減と言わんばかりだ」と反発した。

◆自衛隊が調査する可能性も？

区域内で政府が行う調査の対象者や、調べる項目も不透明だ。内閣官房の担当者は対象を「区域内の土地所有者ら」とし、基地反対運動の参加者らは対象にならないと説明。個人の思想・信条などの調査は想定していないと語った。

ただ、こうした内容は条文に明記されていない。そのことを野党議員に指摘された内閣官房の担当者は、思想・信条などの個人情報の調査について「条文の規定で排除されてはいない」と認めた。

実際の調査を、防衛省や警察、公安調査庁などが担う場合があることも審議を通じて明らかになった。立憲民主党の小西洋之参院議員は「国防の組織である自衛隊が、この法律によって、国民生活を調査し監視する組織になってしまう」と危惧。過去に自衛隊の情報保全隊がイラク派遣反対運動に参加した市民を監視した問題が発覚し、国への賠償命令が確定した経緯を指摘した野党議員もいて、自衛隊が住民の調査に関与することの是非も論点となった。

法案は、土地所有者らが基地の機能を阻害する行為を行う恐れがある場合、国が中止を勧告・命令

できるようにするが、この「阻害行為」も具体例は示されていない。行為の内容や対象施設、調査項目などの詳細は、法成立後に閣議決定する基本方針で定める。

立民の杉尾秀哉参院議員は「あまりにも中身がすかすか。すべて基本方針に丸投げされている。このまま法案を通していいのか」と疑問を投げかけた。

③毎日新聞 2021年6月19日

【社説】土地利用規制法の成立 恣意的運用防ぐ仕組みを

自衛隊や米軍の基地周辺、国境付近の離島などの土地利用を規制する法律が成立した。

私権の制限や罰則を伴う法律にもかかわらず、規制される対象や行為は不明確だ。政府は今後の基本方針や政令などで示すというが、恣意（しい）的な運用への懸念が強い。

参院の参考人質疑では、与党が推薦した有識者も「条文を読むだけではさまざまな臆測が広がる恐れがあることを痛感した」と指摘した。だが、与党は国会会期末に駆け込みで可決した。

法整備の背景には、防衛施設周辺の土地が外国資本に買い占められることへの警戒感があった。

しかし、外国人や外国企業だけを差別的に扱うことは世界貿易機関（WTO）の協定に反するため、規制対象は国籍を問わないものになった。

安全保障上、重要な施設の周辺などを政府が対象区域に指定し、利用状況を調査する。「機能を阻害する行為」には中止の勧告・命令を出すことができる。従わなければ刑事罰を科す。

ところが、具体的にどの施設や離島を指定するのかが明らかにしていない。政府は原子力施設なども対象になるとしており、範囲も広がる可能性が高い。

利用状況の調査も、その対象者や中身がはっきりしないままだ。

調査は職業や交友関係などに及ぶ可能性がある。政府は国会で「土地利用と関係なければ対象にならない」と説明したが、関係の有無は調査しなければ分からない。

どのような行為が中止勧告・命令の対象になるのかも曖昧だ。政府は、電波妨害など数例を挙げたが、「網羅的に示すのは困難」として詳しい説明を避けた。

基地や原発への抗議行動を排除するために使われるのではないかと危惧する声が出ている。

対象区域の指定や調査、規制の基準を明確にし、適正に運用されているかどうかをチェックする必要がある。国会が政府に報告を求めると同時に、第三者が点検できる仕組みを設けることも検討すべきだ。

安全保障にかかわる重要な施設の機能を守ることは必要だ。だが、それを口実にプライバシーを侵害したり、私権を過度に制限したりすることは許されない。

④朝日新聞 DIGITAL 2021年5月26日

【社説】夏の東京五輪 中止の決断を首相に求める

新型コロナウイルスの感染拡大は止まらず、東京都などに出されている緊急事態宣言の再延長は避けられない情勢だ。

この夏にその東京で五輪・パラリンピックを開くことが理にかなうとはとても思えない。人々の当然の疑問や懸念に向き合おうとせず、突き進む政府、都、五輪関係者らに対する不信と反発は広がるばかりだ。

冷静に、客観的に周囲の状況を見極め、今夏の開催の中止を決断するよう菅首相に求める。

生命・健康が最優先

驚くべき発言があった。

国際オリンピック委員会（IOC）のコーツ副会長が先週、宣言下でも五輪は開けるとの認識を記者会見で述べた。

だが、ただ競技が無事成立すればよいという話ではない。国民の感覚とのずれは明らかで、明確な

根拠を示さないまま「イエス」と言い切るその様子は、IOC の独善的な体質を改めて印象づける形となった。

選手をはじめ、五輪を目標に努力し、様々な準備をしてきた多くの人を考えれば、中止はむしろ避けたい。だが何より大切なのは、市民の生命であり、日々の暮らしを支え、成り立たせる基盤を維持することだ。五輪によってそれが脅かされるような事態を招いてはならない。

まず恐れるのは、言うまでもない、健康への脅威だ。

この先、感染の拡大が落ち着く保証はなく、むしろ変異株の出現で警戒の度は強まっている。一般へのワクチン接種が始まったものの対象は高齢者に限られ、集団免疫の状態をつくり出せるとしてもかなり先だ。

そこに選手と関係者で9万を超す人が入国する。無観客にしたとしても、ボランティアを含めると十数万規模の人間が集まり、活動し、終わればそれぞれの国や地元に戻る。世界からウイルスが入りこみ、また各地に散っていく可能性は拭えない。

IOC や組織委員会は「検査と隔離」で対応するといい、この方式で多くの国際大会が開かれてきた実績を強調する。しかし五輪は規模がまるで違う。

「賭け」は許されない

選手や競技役員らの行動は、おおむねコントロールできるかもしれない。だが、それ以外の人たちについては自制に頼らざるを得ない部分が多い。

順守すべき行動ルールも詳細まで決まっておらず、このままではぶっつけ本番で大会を迎えることになる。当初から不安視されてきた酷暑対策との両立も容易な話ではない。

組織委は医療従事者を確保するめどがつきつつあると言う。では、いざという場合の病床はどうか。医療の逼迫（ひっぱく）に悩む東京近隣の各知事は、五輪関係者だからといって優遇することはできないと表明している。県民を守る首長として当然の判断だ。

誰もが安全・安心を確信できる状況にはほど遠い。残念ながらそれが現実ではないか。

もちろんうまくいく可能性がないわけではない。しかしリスクへの備えを幾重にも張り巡らせ、それが機能して初めて成り立つのが五輪だ。十全ではないとわかっているのに踏み切って問題が起きたら、誰が責任をとるのか、とれるのか。「賭け」は許されないと知るべきだ。

こうした認識は多くの市民が共有するところだ。今月の小紙の世論調査で、この夏の開催を支持する答えは14%にとどまった。背景には、五輪を開催する意義そのものへの疑念が深まっていることもうかがえる。

五輪は単に世界一を決める場ではない。肥大化やゆきすぎた商業主義など数々の問題を指摘されながらも支持をつなぎとめてきたのは、掲げる理想への共感があったからだ。五輪憲章は機会の平等と友情、連帯、フェアプレー、相互理解を求め、人間の尊厳を保つことに重きを置く社会の確立をうたう。

憲章の理念はどこへ

ところが現状はどうか。

コロナ禍で、競技によっては予選に出られなかった選手がいる。ワクチン普及が進む国とそうでない国とで厳然たる格差が生じ、それは練習やプレーにも当然影響する。選手村での行動は管理され、事前合宿地などに手を挙げた自治体が期待した、各国選手と住民との交流も難しい。憲章が空文化しているのは明らかではないか。

人々が活動を制限され困難を強いられるなか、それでも五輪を開く意義はどこにあるのか。社説は、政府、都、組織委に説明するよう重ねて訴えたが、腑（ふ）に落ちる答えはなかった。

それどころか誘致時に唱えた復興五輪・コンパクト五輪のめっきがはがれ、「コロナに打ち勝った証し」も消えた今、五輪は政権を維持し、選挙に臨むための道具になりつつある。国民の声がどうあるうが、首相は開催する意向だと伝えられる。

そもそも五輪とは何か。社会に分断を残し、万人に祝福されない祭典を強行したとき、何を得て、何を失うのか。首相はよくよく考えねばならない。小池百合子都知事や橋本聖子会長ら組織委の幹部も同様である。

<参考> (3月の社説)

⑤読売新聞オンライン 2021年3月30日

【社説】土地規制法案 実効性ある監視体制作り急げ

気づいた時には手遅れだったということがないように、今国会で確実に法案を成立させ、監視の目を光らせたい。

政府は、安全保障上重要な土地の監視や規制を強化する「重要土地等調査・規制法案」を国会に提出した。

自衛隊の基地、原子力発電所などの周辺、国境離島を注視区域に指定し、土地・建物の所有者やその国籍、利用目的を国が調査できるようにすることが柱である。

特に重要な施設の周辺は特別注視区域とし、売買の際に事前の届け出を義務づけるという。

政府の調査では、自衛隊施設などの周辺の土地を中国系資本が買収した事例が数多く確認されている。取得の意図をめぐって各地で不安の声が上がっている。対策を先送りすることは許されまい。

法案は、国籍を含めて土地所有者を把握するため、住民基本台帳や戸籍簿の活用、所有者への資料提出要求を可能にする内容だ。

政府が懸念しているのは、重要施設周辺の土地が安全保障を害する形で利用されることである。

自衛隊基地などに対して、周辺から妨害電波が出されたり、電気が遮断されたりすれば影響は大きい。大規模施設が造られると、部隊の運用に支障が出かねない。

法案は、自衛隊などの機能を阻害する土地の利用や、その「明らかなおそれ」がある場合、政府が中止を命令できるようにする。従わない所有者に対し、罰則を科す規定も盛り込まれた。

野党は私権を制限すると反発している。しかし、経済活動など通常の利用は制約を受けない。政府は、具体的な運用のあり方を国会で丁寧に説明してほしい。

法案には当初、公明党が慎重な姿勢を示し、国会提出が遅れた。自民党との協議の結果、市街地は経済活動への影響が大きいとして、当面、注視区域にとどめ、事前届け出が必要な特別注視区域の対象に含めないことになった。

政府は、特別注視区域について、東京・市ヶ谷の防衛省周辺は除外する方向だという。だが、日本防衛の中核施設であるだけでなく、弾道ミサイルで攻撃を受ける可能性が生じた場合、地对空誘導弾「PAC3」が設置される。

事前届け出がなされなければ、転売などにより、土地所有の実態を把握することが難しくなる。指定を検討すべきではないか。

土地取得に対する監視の実効性を高めるには、情報収集が鍵を握ろう。各省庁や自治体との連携を強化することが必要だ。

<別紙 3> [緊急警告 053 号](#)

「重要土地利用規制法」の乱用を許すな

「この土地・建物は米軍辺野古基地建設反対運動の拠点になっている可能性があるので、施設の所有者や利用者の個人情報や利用状況を調査し、利用を制限する」

こんなことが堂々とできるような危険性のある法律が、今国会で自公与党と一部野党によって強行成

立させられた。

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「重要土地利用規制法」）がその法律で、会期最終日の6月16日に参議院で可決・成立した。

この法律の目的は、安全保障上の観点から、自衛隊・米軍基地等の防衛関連施設、海上保安庁の施設、国境離島、更には生活関連施設で、その機能が阻害されることにより国民の生命・身体や財産に被害を及ぼす可能性のある行為を防止するため、当該施設からおおむね1,000メートルの範囲を注視区域又は特別注視区域に指定し、土地・建物の権利関係や利用状況について政府が調査できるというものである。そして、政府が機能を阻害すると判断した場合は、罰則をもって利用制限を強制する内容となっている。区域指定や具体的な阻害行為、利用制限命令などの詳細は国会質疑では何ら明らかにされず、内閣総理大臣が「審議会」に意見を聞いて決めていくとしている。しかし「審議会」なるものは、通常政府の追従機関に過ぎず、原則として政府がフリーハンドでこの法律を根拠に政令をつくらることができ、憲法の保障する国民の思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権、居住・移転の自由などを侵害する危険性が高い。

米軍基地が集中する沖縄については、全島が国境離島や防衛関連施設の注視区域に含まれる可能性がある。冒頭に記したような、反基地運動をしている人々の利用する施設も対象となり、政府が気に入らないデモ行動を抑止することも可能となる。反原発の住民運動などもその対象とされるであろう。更に言えば、「憲法を武器として」闘った「恵庭事件*1」の酪農家野崎兄弟による自衛隊基地の通信線切断行為は、この法律で裁かれれば自衛隊の機能阻害と解釈され、有罪になってしまうのではないかと。

そもそも当法案が提出された端緒は、対馬などで外国人や外国資本が土地を購入するなどの例が見られ、政府有識者会議が昨年末、安全保障上問題がある旨政府に提言したからであるが、実際に阻害行為が発生している事例はない。しかし、政府はこの提言を好機と捉え、日本国民の基本的な人権制限まで盛り込む法案となったのである。

事例がないため、即ち、立法の根拠となる「立法事実」を欠いているため、法律の条文は極めてあいまいであり、国会質疑でも「国民の生命・身体や財産に関わる生活関連施設は何か」との質問に、「現時点では原子力施設だけ」との回答で、今後他の公安施設やライフラインに拡大する可能性も十分にある。閣議決定の政令にすべてをゆだねる極めて危険な法律である。

安倍政権は、かつて集団的自衛権の法解釈を閣議決定で変更し、憲法違反の安保法制を強行採決したが、菅政権もまた、閣議決定で国民の基本的な人権を制限できるような法案を提出し、成立させた。

憲法の根幹をなす「平和主義」「国民主権」「基本的人権」に関わる重要法案を、閣議決定で如何様にも解釈できる政令や内閣府令にゆだねるということは、国権の最高機関である立法府としての国会を形骸化させ、行政府の独裁を招くものである。これはまさに、自民党「改憲4項目」の一つである「緊急事態条項」の一部先取りと言わなければならない。

国会と国民は、同法の廃止を見据え運用状況を厳しく監視し、乱用を許してはならない。

(2021年6月16日)

*1. 恵庭事件：1962年、北海道恵庭町の陸上自衛隊島松演習場の隣接地で酪農を営んでいた野崎兄弟が、自衛隊訓練の騒音で牛乳生産量の落ち込みや家族の体調不良が発生したため、何度も抗議し、訓練の事前連絡の確約を得たが、約束は守られず改善されなかったことから、ついには演習場の通信線切断をした事件。この行為に対して検察は自衛隊法を根拠に起訴。裁判は憲法問題に発展したが、札幌地裁判決は憲法には触れずに「肩透かし判決」と言われたものの、通信線が自衛隊法に定める「その他防衛に供する物」には当たらないとして1967年に無罪を言い渡し確定した。野崎兄弟は、日本国憲法第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」を頭に叩き込み、裁判を闘ったと言われている。（詳細は当会冊子シリーズ11号・「日本国憲法の司法」を参照）

■大畑龍次氏新ブログ「韓国サンケン労組支援闘争のこの一年」(6月30日)より抜粋

<サンケン電気株式会社(サンケンでんき)は、埼玉県新座市に本社を置く、電気機器メーカー。東証1部上場企業。電源3社の一角を占め、この3社の中で最も事業規模が大きく中心的存在である。(元東邦産研電気株式会社からの社名変更)サンケン本社は今年1月に韓国サンケンの解散を強行したが16人の労組員は今も戦い続けている。日本の支援団体はサンケン本社前の抗議行動のほか、同社の主要株主に要請書を送り争議解決へ乗り出すよう訴えてきた。>

こうした株主総会(6月25日)に向けた取り組みを進めていた5月10日、本社と公安警察は「支援する会」事務局次長に刑事弾圧を加えた。その直前に韓国の地方労働委員会が労使協議を提案したことから、責任者との面談を迫ったところ、警備員は取り次ぐどころか、立ち入りを阻止した。この過程で起訴状による「接触」があったが、本社は警察の出動を要請し、事前打ち合わせでもあったように警察が到着して尾澤さんを「暴行」容疑で逮捕してしまった。警察による労働争議への不介入は社会常識だが、それを踏みにじった刑事弾圧だった。ちなみに、尾澤さんはサンケン電気(株)の株式を取得し、株主総会で「もの言う株主」として争議の解決を訴える予定だった。株主総会への尾澤さんの出席を阻止したい本社と、日韓帯闘争の広がりやを阻止したい公安警察との連携プレーこそ刑事弾圧の本質だ。(後略)
【詳細は全文参照：<http://benidoragon.blog.fc2.com/>】

■瀬尾英幸氏より

昨日「日本国憲法の司法」という冊子をいただきました。大感謝です。

というのは、私は2006年頃から「裁判員制度はいらない」の東京と地元札幌の2つの会に所属し、それなりの活動をしてきています。

仲間友人周辺の人たちには、非常に重大な問題だ、と訴え続けてきているが、なかなかその重大性を認識してもらえません。

「階級闘争の真髓の問題の1つ」と言ってもいるが。

かつもう10数年も前だがある東京でのセミナーで、北京大学の客員教員の日本人女性の発言が非常に印象に残っています。彼女は「今同僚の中国人学者からの話では、中国共産党幹部の日本に対する最大の関心と研究テーマは、自民党(なぜあれだけ意見の相違があっても党としてまとまっているのか?)と裁判員裁判制度」と。

一応3権分立と言われていて一応その統治下であって、行政に対する関心の度合いは非常に高く、次に国会。

ところが司法裁判となると、せいぜい個々の裁判闘争としての関心は高いが、総体としては低いと言える状況。

まさに時宜を得た冊子のご贈呈に深謝致します。

この冊子の1冊の送料はいくら?

仲間に広報するので。

■デモリサ(Democracy Research・民主主義研究所)の森正孝より

/*☺特番!!*/

「今どきオリンピックやってる場合か!東京オリパラは中止しかない!!」

京極紀子さんが語ります!

*DEMO-RESE Radio 緊急特番「どうなる!どうする!東京オリパラ」Part 1 2021/06/16

<https://youtu.be/cB633ycsFLI>

■ 相沢 緑氏より転送いただいた情報

世の中は相変わらずコロナ・コロナで、ワクチン接種への動きが加速しています。
マスコミ報道、特にテレビは、その傾向が顕著です。

私は、国民全体が一斉に同じ方向へ動くことへの不安と恐怖を感じています。
その意味で、敢えて別（反対）の視点や意見をかわら版でお伝えしているつもりです。
不快に思われたり反感を持たれるかもしれませんが、お許し下さいますよう。

次の記事も、テレビ報道の現実をよく伝えていると思うので紹介いたします。
よろしければ、お読みになって下さいませ。 2021年6月30日

「まだ気を緩めるな」マスコミや専門家はいつまで"コロナ禍"を煽り続けるのか——常に悲観論を語れば叩かれずに済む PRESIDENT Online (プレジデントオンライン 2021/06/23 11:00)。

<<https://president.jp/articles/-/47195>>

★ 完全護憲の会 刊行物のご案内 (2015年4月～) ★

- (1) シリーズ1 『**日本国憲法が求める国の形**』 (実費 300 円)
(付・日本国憲法全文／「完全護憲の会」設立趣意書及び会則)
☆当会の原典。現憲法と現国政とのへだたりを列挙。
- (2) シリーズ2 『**安倍政権下の違憲に対する緊急警告**』 (実費 50 円)
緊急警告 001 号～013 号 (2015 年～2016 年)
☆第三次安倍内閣における違憲を告発。
- (3) シリーズ3 『**戦前の悪夢・戦争への急カーブ —安倍政権 3 年のあゆみ**』 岡部太郎 著 (実費 300 円) ※在庫なし
前・当会共同代表・岡部氏の月例「政治現況報告」集 (2014 年 1 月～2016 年 11 月)
☆岡部太郎氏は元・中日新聞東京本社編集局政治部長 (東京新聞)、2018 年 4 月逝去、86 歳。
- (4) シリーズ4 『**明治帝國憲法下の暮らし —自民党改憲草案のめざすもの— 羽毛よりも軽かった人のいのち**』 (実費 300 円)
(付：大日本帝國憲法／教育勅語／軍人勅諭／戦陣訓／自民党改憲草案)
☆当時の人命はいかに使い捨てられたか。詩「地獄の話」(濱口國雄作) 収録。
- (5) シリーズ5 『**平和に向けて活用したい道徳 —教育勅語の重圧と死線をさまよった臣民たち 歴史から見る道徳の教科化**』 山岡聰子 起草 (実費 400 円)
(付：教育勅語(明治 23 年)／小学校祝日大祭日儀式規定(明治 24 年)／教育基本法(旧法)／同(新法))
☆教育勅語から教育基本法 (旧・新) への変遷。
- (6) シリーズ6 『**朝鮮半島情勢と私たち —北東アジアの平和と繁栄のために**』 大畑龍次 起草 (実費 400 円)

(付：南北共同声明／南北共同宣言／日朝平議宣言／南北首脳宣言／日朝ストックホルム合意／南北板門店宣言／トランプ大統領と金正恩國務委員長のシンガポール米朝首脳会談共同声明)
 ☆米朝首脳会談後の行方、朝鮮半島の非核化、南北統一実現の前途を見る。

(7) シリーズ7 『安倍政権下の違憲に対する緊急警告2』 (実費 100 円)

緊急警告 014 号～033 号 (2016 年～2018 年)

☆第三次及び第四次安倍内閣における違憲を告発。

(8) シリーズ8 『スマトラ島で敗戦 マレー半島で JSP —学徒徴兵・私の戦争体験記』 福田玲三 著 (実費 400 円)

(付：『馬南歌集 残響』)

☆JSP (降伏日本軍人) の現地における文集や歌集を収録。

(9) シリーズ9 『未来への小さな礎 (いしずえ) —戦争の惨禍を見つめて』 山岡聰子 著 (実費 400 円)

☆日本が行った侵略戦争の跡をたどる。

(10) シリーズ10 『三鷹事件・巨大な謀略の闇 —冤罪晴らす再審開始を』 福田玲三 著 (実費 400 円)

付記：下山事件・松川事件

☆いまなお再審請求中の三鷹事件を中心に、下山事件、松川事件の真実を語る。

(11) シリーズ11 『日本国憲法の司法 —「法治国家」から「法の支配」へ』 後藤富士子 著 (実費 400 円)

付記：「完全護憲の会」設立趣意書および会則

☆戦前の司法は「ドイツ型」であり、戦後は「アメリカ型」に転換したが、古い尻尾が残した課題を検証する。

※ご希望の方はシリーズ番号や部数、送付先住所などをお知らせ下さい。

◆[当会への入会ご案内](#) (会費は無料) 参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書

No.

氏 名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住 所	〒
電 話 番 号	
入会金 (1000 円)	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)